

## 愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定ワーキンググループにおける検討状況等について

## ○ 設置目的

ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）第 13 条に規定する計画となる愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たり、その具体的な事項について協議を行う。

## ○ 構成員（別表を参照）

- ・愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議委員 3 名
- ・愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議事務局を構成する県関係課

## ○ 事務局

愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室

## ○ 開催状況

## 1 第 1 回ワーキンググループ

## (1) 日時

2019 年 9 月 11 日（水） 午後 11 時から

## (2) 場所

愛知県自治センター 602 会議室

## (3) 内容

- ・**ギャンブル等依存症問題に関する取組状況について**  
事務局において、県関係課のギャンブル等依存症問題に関する取組について取りまとめを行い、その内容について意見交換を行う。
- ・**愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）について**  
愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）において定める「基本理念」及び「基本的な考え方」等について検討を行う。

## 2 第 2 回ワーキンググループ

## (1) 日時

2019 年 11 月 25 日（月）

## (2) 場所

愛知県自治センター 研修室

## (3) 内容

- ・**関係事業者におけるギャンブル等依存症問題に関する取組について**  
事務局において、県内のギャンブル等の状況及び関係事業者におけるギャンブル等依存症問題に関する取組状況等について報告する。
- ・**愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）の素案について**  
事務局において作成した「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」素案（未定稿）について検討を行い、素案の承認を得る。

## 別表 愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定ワーキンググループ構成員

## ○愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議委員

（五十音順、敬称略）

氏 名	職 名	区 分
中新 宏	GA 名古屋	当事者・家族
則竹 史子	愛知県精神保健福祉士協会 （医療法人資生会八事病院 精神保健福祉士）	保健・医療・福祉 関係団体
山田 雄一	愛知県司法書士会 社会事業部長	多重債務問題 関係団体

## ○愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画策定会議事務局 県関係課

氏 名	職 名	区 分
尾関 元康	愛知県警察本部生活安全部保安課 課長	風俗営業法担当課
木村 誠	教育委員会学習教育部保健体育課 課長	学校保健担当課
平松 哉人	県民文化局県民生活部県民生活課 課長	消費者行政担当課
緒方 武俊	福祉局福祉部地域福祉課 課長	生活保護等担当課
加藤 明	福祉局福祉部障害福祉課 課長	障害福祉担当課
川合 光久	福祉局児童家庭課 課長	児童福祉担当課
横江 家承	経済産業局中小企業部中小企業金融課 課長	貸金業担当課
岩井 秀憲	労働局就業促進課 課長	就労支援担当課
鈴木 勝博	農業水産局農政部畜産課 主幹	名古屋競馬担当課

○ 推進計画に関する各委員からの御意見（主なものを抜粋）

委員からの意見	計画への反映状況等
<p><b>【第1回策定会議】</b></p> <p>○発症予防については予防教育、普及啓発に関してのみですから、法律の関係もありますが、愛知県独自で、縦割りではなく横断的に共通する制限ができるのでしょうか。ギャンブル等依存症にならないためにどうするのが非常に薄いと感じました。（平井委員）</p>	<p>御意見を踏まえ、発症予防に関し、「予防教育・普及啓発」だけでなく、「アクセス制限」を項目として追加し、関係事業者による取組について記載します。（計画素案P19に記載。）</p>
<p><b>【第1回策定ワーキンググループ】</b></p> <p>○私に関わっているギャンブル等依存症の方は、精神疾患があつて働けず、生活保護を受けている方が多くいらっしゃいます。生活保護を担当される方には、ギャンブル等依存症について、是非知っていただきたいと思います。（則竹委員）</p>	<p>御意見を踏まえ、生活保護担当ケースワーカーに対し、生活保護関係職員研修の機会等を活用し、ギャンブル等依存症問題等に関する知識の周知を行います。（計画素案P34に記載。）</p>
<p><b>【第2回策定ワーキンググループ】</b></p> <p>○依存症になった後ではなく、依存症になる前の予防が大事だと思います。例えば大学の入学式や成人式などで啓発活動ができればよいと思います。普及啓発に関する部分にまだ改善の余地があるのではないかと思いますので、御検討いただきたいと思います。（山田委員）</p> <p>○啓発リーフレットは興味のある方しか目にしないと思います。例えば、インターネットにおける広告のように、多くの方の目に触れるような取組も大切かと思えます。（則竹委員）</p>	<p>ギャンブル等依存症問題に関し、多くの方に関心を持っていただけるよう、ギャンブル等依存症問題啓発週間における啓発活動については、広く県民の方を対象とし行いたいと考えます。</p> <p>また、御意見を踏まえ、計画に係る取組を広く周知するため、ウェブページ等を活用し計画を公表するとともに、ギャンブル等依存症問題啓発週間等の機会をとらえ、積極的な周知を行いたいと考えます。（計画素案P52に記載）</p>
<p><b>【第2回策定ワーキンググループ】</b></p> <p>○例えば8050問題については、ネットゲームを契機にひきこもってしまうというケースが多いかと思えます。盛り込むことができるのであれば、ネットゲームなども計画に含めていただければと思います。（山田委員）</p>	<p>基本計画において、ギャンブル等の関係事業者は「競馬などの公営競技やぱちんこ等の実施に係る事業者」としつつ、「対象については、今後、実態調査等を踏まえ、必要な見直しが行われ得る。」とされています。</p> <p>次期基本計画においては、調査結果に沿った改定がなされると思われまますので、県もそれを踏まえた改定を行いたいと考えます。</p>
<p><b>【第2回策定ワーキンググループ】</b></p> <p>○店舗内になくとも、徒歩数分のところに消費者金融のATMがある場合がありますので、その辺りも規制できるとよいと思います。（山田委員）</p> <p>○多重債務に関する問題に関して、貸金業協会が貸付自粛制度の対象をギャンブル等依存症まで、拡大していただいたことは喜ばしい事だと思います。銀行のカードローンについても、現在は与信枠の制限がないので、その辺りも検討していただければと思います。（山田委員）</p>	<p>ぱちんこ店等の遊技施設の近隣に貸金業の店舗を設置する事については、業界において自主的な規制に取り組まれていると伺っています。</p> <p>そのような取組の法制化や銀行ローンに関する事は、全国的に取り組まれる課題と思われまますので、内閣府の行う会議などの機会をとらえ、御意見を国へ伝えさせていただきたいと思います。</p>
<p><b>【第2回策定ワーキンググループ】</b></p> <p>○カジノについて言えばIDの事前登録をした人しか入場できなかつたり、入場回数に制限を設けることなどが考えられます。可能ならば公営遊技場にも、そのような制限を導入できるといいと思います。（山田委員）</p>	<p>基本計画において、公営遊技場におけるアクセス制限に関し、ICT技術を活用した入場管理方法の研究を行うこととされています。</p> <p>そのようなアクセス制限については、全国的に取り組まれる課題と思われまますので、内閣府の行う会議などの機会をとらえ、御意見を国へ伝えさせていただきたいと思います。</p>